

歯科口腔保健の推進に関する法律

平成23年8月2日、第177回国会で「**歯科口腔保健の推進に関する法律**（8月10日に公布・施行）」が成立いたしました。**歯科口腔保健の推進に関する法律**とは、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するための法律であり、施策に関する基本理念、国・地方公共団体等の責務などが定められ、歯科疾患の予防や口腔の保健に関する調査研究をはじめ、国民が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨や、障害者・介護を必要とする高齢者が定期的に歯科検診を受けることまたは歯科医療を受けることができるようにする等の内容となっています。概要は、以下のとおりです。

《 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要 》

* 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
* 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「**歯科口腔保健**」）の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務

- ① 国及び地方公共団体、② 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等、③ 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④ 国民について、責務を規定

歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

実施体制

基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置「**任意設置**」
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

また、条文の詳細については、「厚生労働省」「日本歯科医師会」「歯科医事法」各ホームページにてご覧いただけます。

★おいしくかめるために必要な歯の本数★



「8020運動」の巻

健康日本21における「**歯の健康**」の基本方針にあるように、歯科保健の分野では、高齢者においても歯の喪失が10歯以下であれば食生活に大きな支障を生じないとの研究に基づき、生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという**8020**（ハチマル・ニイマル）運動が提唱・推進されています。
（あなたの笑顔ささえたい）（社）日本歯科衛生士会

28～18本
すめ・たくあん
酢ダコ・せんべい
フランスパン

17～6本
かまぼこ・おこわ
れんこん・リンゴ
きゅうり

5～0本
ナスの煮つけ・とうふ
卵焼き・バナナ・うどん

